

4 将来の法人運営のあり方は？

- セルフチェックの①～③のいずれかで「いいえ」と回答した場合、今後も法人として維持・存続させていくことが難しいと考えられる場合は、不活動宗教法人とならないよう、次のいずれかの手続を検討しましょう。
- なお、いずれの手続も、所轄庁の認証が必要となりますので、あらかじめ所轄庁に十分ご相談ください。

吸収合併

- 合併相手となる宗教法人がいる場合に有効です。
- 吸収する側とされる側の双方で合併手続が必要です。

<吸収合併の流れ>

- ① 合併契約の案の作成
- ↓
- ② 合併の決定について規則上の手続
- ↓
- ③ 信者その他利害関係人に対する公告
- ↓
- ④ 財産目録等の作成
- ↓
- ⑤ 債権者への公告・催告
- ↓
- ⑥ 合併契約の締結
- ↓
- ⑦ 合併認証申請 [所轄庁]
- ↓
- ⑧ 合併の登記
- ↓
- ⑨ 合併届・解散届 [所轄庁]

任意解散

- 合併相手となる宗教法人がない場合に有効です。
- 解散後、清算手続の完了をもって法人格が消滅します。

<任意解散の流れ>

- ① 解散の決定について規則上の手続
- ↓
- ② 信者その他利害関係人に対する公告
- ↓
- ③ 解散認証申請 [所轄庁]
- ↓
- ④ 解散及び清算人就任登記
- ↓
- ⑤ 解散及び清算人就任届 [所轄庁]
- ↓
- ⑥ 清算手続
 - 債権申出の公告・催告
 - 清算事務
 - 清算結了登記
 - 清算結了届 [所轄庁]

不活動宗教法人とは？

- 代表役員がない、礼拝施設が滅失しているなどの理由で、宗教活動は行っていないものの、法人格のみが存在している法人。
- 第三者によって法人格が不正に取得され、脱税などの行為に悪用されるなど、様々な問題が生じることが懸念されます。

5 困った時はご相談ください！

- 宗教法人法や法人規則等に則った日頃の法人運営のほか、将来の法人運営のあり方について、不明・不安な点などがある場合には、

- ① 包括法人・県内宗務所
- ② 法律専門家(弁護士・司法書士)
- ③ 所轄庁(青森県庁)

などに早めに相談し、解決方法を見つけましょう。

[参考]

- ▶ 青森県弁護士会
〒030-0861 青森市長島1-3-1 日赤ビル5F
TEL: 017-777-7285
- ▶ 青森県司法書士会
〒030-0861 青森市長島3-5-16
TEL: 0120-940-230(総合相談センター)

- 相談の結果、長らく代表役員が不在となっていたところに新たに適格者が就任したり、任意解散や吸収合併に係る事務手続がスムーズに運んだ事例もあります。
- 法人運営に係る不安や悩みを抱えることは後ろめたいことはありません。個人や法人の中でそれらを抱え込まず、放置しないことが解決への第一歩です。
- なお、文化庁のホームページでは、宗教法人の管理運営や、所轄庁への書類の提出などに関するポイントが紹介されています。

文化庁 宗教法人

検索



宗教法人運営の手引き

～信頼される法人運営のために～

青森県の宗教法人担当窓口

〒030-8570 青森市長島1-1-1 (県庁北棟7階)
環境生活部 県民生活文化課 消費生活・公益法人G
TEL: 017-734-9079 FAX: 017-734-8046
E-mail: seikatsu@pref.aomori.lg.jp

青森県

1 宗教法人の義務とは？

- 宗教法人は、宗教法人法や所轄庁（青森県）から認証を受けた法人規則等に則って運営する必要があります。
- 宗教法人法では、宗教法人の事務所に、次の書類・帳簿を備え付けておくことが義務づけられています。
- これらの備付け書類のうち、一定のものについては、**毎会計年度終了後4か月以内に、その写しを所轄庁（青森県）に提出しなければなりません。**

■ 事務所備付け書類

書 類	事務所備付け	所轄庁提出
認証済規則、認証書	○	—
役員名簿	○	○
財産目録	○	○
収支計算書（*）	△	△
貸借対照表	△	△
境内建物に関する書類 （財産目録に記載のものを除く）	該当法人のみ	該当法人のみ
責任役員会等の議事録	○	—
事務処理簿	○	—
事業に関する書類 （事業を行っている場合のみ）	該当法人のみ	該当法人のみ

△ …当該書類を作成している場合に限りです。

（*）…事業を行っていない法人で、1年間の収入額が8,000万円以内の宗教法人は、当分の間、「収支計算書」の作成義務が免除されています。（なお、そのような場合でも、実際に作成しているときは、備付け及び所轄庁への提出が必要）



注意 これらの書類の作成・備付けを怠ったときや虚偽の記載をしたとき、又は提出を怠ったときは、法人の代表者は**10万円以下の過料**に処せられることとされています。

2 「財産目録」を整備しましょう！

- 宗教法人の財産は、多数の信者の浄財の上に成り立っており、法人として適切な管理・運用が求められます。
- 財産管理に当たって基本となるのが「**財産目録**」です。法人が保有する全ての資産（土地、建物、現金、預金等）と負債（借入金等）を一覧にしたもので、どの法人も**毎会計年度終了後3か月以内に作成**する必要があります。
- 財産目録の作成を正しく行い、「**法人財産**」と「**個人財産**」をきちんと**区別**することが**大切**です。また、法人財産の変更・処分等については、法人規則で定められた手続に基づいて、適切に行いましょう。

■ 財産目録の様式例

財 産 目 録				
(令和 年 月 日現在)				
区分・種別	数 量	金 額	備 考	
(資産の部)				
特別財産	1 宝物 ○○像	○体	—	
	2 什物 ○○○○	○点	000,000	
特別財産計			000,000	
基本財産	1 土地			所在地：○○○○○○
	境内地 ○筆	○○○㎡	000,000	用 地：礼拝用
	2 建物			所在地：○○○○○○
境内建物 □□他棟	○○○㎡	000,000	用 地：礼拝用	
基本財産計			000,000	
普通財産	1 什器備品 ○○○○	○○点	000,000	
	2 車両 乗用車	○台	000,000	
	3 図書 ○○○○	○○冊	000,000	
	4 有価証券 ○○株式	○株	000,000	
	5 積立預金 ○○積立	○口	000,000	
	6 預金 普通預金	○口	000,000	
	7 現金		000,000	
	8 貸付金		000,000	
普通財産計			000,000	
資 産 合 計 (A)			000,000	
(負債の部)				
負債	1 借入金 ○○借入		000,000	
	2 預り金 ○○税		000,000	
負 債 合 計 (B)			000,000	
正味財産(C)=(A)-(B)			000,000	

※財産目録の様式がお手元ない場合は、県から提供可能ですので、お問い合わせください。

3 法人の運営状況をセルフチェック！

- 1 現在、法人として宗教活動を行っていますか？
 はい いいえ

(いいえの場合)

▶ 活動しないまま法人を放置しないようにしましょう。

- 2 境内地・境内建物などの礼拝の施設は、宗教活動に使用できる状態ですか？
 はい いいえ

(いいえの場合)

▶ 関係者と施設再建の協議をしましょう。損壊している場合、近隣に被害が及ぶ前に補修や解体をしましょう。

- 3 代表役員や責任役員など、法人運営に必要な役員は全員揃っていますか？
 はい いいえ

(いいえの場合)

▶ 規則に則った役員等就任の手続を行い、欠員の補充を行いましょ。

1～3のいずれかが「いいえ」の場合

▶ **4 将来の法人運営のあり方は？** をご覧ください。

- 4 認証済規則や認証書は法人事務所に備え付けていて、その内容を確認できる状態ですか？
 はい いいえ

(いいえの場合)

▶ 所轄庁に相談し、規則等の謄本交付を受けましょう。

- 5 法人運営（役員変更、財産管理、予算・決算、財産処分や借入等）について、規則に定める手続の方法と、実際の手続の方法とは一致していますか？
 はい いいえ

(いいえの場合)

▶ 規則に則って運営するか、包括法人や所轄庁などに相談し、規則変更手続を行いましょ。